

# 商工 いばらき

**茨城町商工会**  
ibarak!  
発行責任者：会長 山西 忠  
茨城町奥谷 33-1  
TEL 029-292-5979 FAX 029-292-6169

## 会長あいさつ



山西忠会長

会員の皆様には、緩やかにも景気は回復基調であるという、政府の見解とは違う状況が、地方経済の現状ではないかとの認識の中で、日々経営努力をされていることと存じます。

さて、昨年度を振り返りますと、「いばらきまつり」や「きりぎりすもあんどん」など、商

工会及び青年部が主体となった事業は、町の賑わいやふれあいの場として定着しており、今後もしも若い力による町おこしを期待するところであります。

過日の総代会において、当会でも顕著となっている会員減少により、基本財源である会費が減少傾向となってきたことから、昭和五十七年度に定め

た最低会費の引き上げを議案とし、可決承認を頂きました。小規模事業所の皆様には負担増となることと存じますが、ご了承

いただきたくお願いいたします。

平成二十九年度事業として、「地域の経済が活性化し、当町の商工業者や町民の皆様が、元

氣になる事業を展開し、商工会運営についても改善していかなければならない」という要望が総代会でありましたが、個々の事業者に対する経営支援はもとより、町及び商工会全体が活性化

する事業を模索する必要があります。

その為にも、財政基盤を改善しながら、地域商工業者の皆様に夢のある当町産業の総合的発展を目指し、町行政や国・県の施策の有効な活用を図り、伴走型経営支援体制を今後も継続してまいります。

本年度も役員一丸となり、より一層の地域商工業の振興を目指してまいりますので、ご支援ご協力をお願いいたします。

## 〜平成二十九年度通常総代会が開催される〜 経営発達支援計画の認定に基づく伴走型支援による 地域振興策と自己財源の安定化による会員増強を実施

平成二十九年度の通常総代会が五月二十九日、当商工会館において開催され、事業報告・収支決算承認・特別会計報告及び事業計画案、役員欠員に伴う補充等の審議が行われた。

通常総代会当日は、本人出席五十四名（委任状出席二十名）のほか、ご来賓と合わせて七十名あまりの皆様が出席され午後三時より開催された。

冒頭では、山西忠会長より平成二十八年度の総括的概要並びに二十九年度の基本方針等を交えた挨拶があり、議長には沼前地区の石川祐一総代が選任され議案

の審議が行われた。

議事では第一号議案から第五号承認可決された。

なお、第二号議案では、商工会規約の一部改正が承認され、二口会費の会員については、会費の平等化の観点より三口への変更が図られた。第五号議案の役員欠員に伴う補充については、新たに遠西光秋氏（石崎西部支部）、横須賀進氏（石崎東部支部）、坪正美氏（青年部長）の3名が役員に選任された。

特に本年度は、経済産業省に認定された「経営発達支援計画書」

に基づいた九カ年の計画の最初の年となったため、第三号議案の事業計画では、事業者の需要調査や観光産業の開発による経済活性化事業の検討をしていき、各事業に対する評価委員会を設置し、効果ある施策の実行と検証を行う支援体制を事業の中心に町と連携した少子化対策・定住化促進対策の構築、廃業などによる会員数の減少に対して組織の基盤強化のため会員増強運動を実施することを基本方針として、新年度事業がスタートされた。

議事終了後には、小林町長や海老澤町議会議長、長谷川県議、県連朝比奈事務局を始めとする来賓の皆様から祝辞があり地域振興策への取り組みや商工会への期待が述べられた。

に基いた九カ年の計画の最初の年となったため、第三号議案の事業計画では、事業者の需要調査や観光産業の開発による経済活性化事業の検討をしていき、各事業に対する評価委員会を設置し、効果ある施策の実行と検証を行う支援体制を事業の中心に町と連携した少子化対策・定住化促進対策の構築、廃業などによる会員数の減少に対して組織の基盤強化のため会員増強運動を実施することを基本方針として、新年度事業がスタートされた。

## 青年部だより 全国統一事業「絆感謝運動」 きれいな街は自分たちの手で

茨城町商工会青年部（部長 坪正美）は六月十日（土）の商工会の日に合わせ、道路沿いの清掃活動を実施した。

当日の夕方から、精鋭部員総勢十三名及び地域おこし協力隊の女性一名が参加し、実施したのが開始から怪しい雲行きとなり、途中から雨が降り出したた



## 青年部員募集

- 入部資格  
・茨城町の事業所の後継者又は代表者  
・年齢が45歳までの男女
- 費用  
・加入金（加入時のみ） 1,000円  
・会費（年間） 12,000円

め、最終ゴール地点である商業施設「イオンタウン」まで辿り着くことが出来なかった。それでも参加した部員たちは、自分たちの街を綺麗にできた充実感と、同じ目標を一緒に行動した部員間との絆を深めることが出来た。

## 女性部だより 地域活性化事業とまちのPRで自分たちもリフレッシュ!!

商工会女性部（高橋和子部長）と青申会女性部（海老沢文子部長）では「笑顔で地域を活性化!!」をモットーに、楽しく事業に取り組んでいます。

去る六月二十日には、東京都内へ自己研鑽と情報交換を兼ねて日帰り研修を実施致しました。研修先の一つとして真珠の「TASAKI」にてジュエリー

のコーディネート方法で更に女性に磨きをかけるためのセミナーを受けました。

そのあとの親睦研修会では、インターコンチネンタル東京ベイでのランチ昼食後に豪華客船シンフォニーにて東京湾クルージングをおこないました。

天候にも恵まれ満喫した一日を過ごせ、今後の女性部活動に対しての一層の交流をもてました。

また、毎週月曜日には自由参加でフラダンス教室を開催し、介護施設やイベント等で披露し



て地域のボランティア活動に寄与しています。

今年度も、秋のいばらきまつり、県連事業の茨城レディースいきいき物産展への出店や子どもあんどんのほかスキルアップの為の事業計画を予定しております。

新しい仲間を募集中ですので、お気軽にご参加ください。

## 茨城町マスコットキャラクター「ひめ丸くん」の一般販売を始めました。



【販売所】茨城町商工会  
【販売時間】平日の 8:30 ~ 17:15  
【販売価格】1 体 2,500 円(税込)

## 中小企業の経営革新を支援します！

### 経営革新計画承認制度について

#### ●経営革新計画承認制度とは

新商品の開発や新分野への進出など新たな取り組みによる経営基盤の強化を図る中小企業者を支援します。中小企業新事業活動促進法に基づくビジネスプラン（経営革新計画）を作成し、県による計画の承認を受けると、資金調達など各種の支援が受けられます。

#### 経営革新計画とは

新商品の開発などの新事業活動（新たな取り組み）を行うことにより、経営の向上を目指す、3～5年の中期計画のことです。

#### 「新たな取り組み」とは

- ①新商品の開発・生産
  - ②新サービスの開発・提供
  - ③商品の新たな生産・販売方法の導入
  - ④サービスの新たな提供方法の導入
- その他の新たな事業活動

※個々の中小企業にとって新たな事業活動であれば、すでに他社で採用している取り組みでも対象になります。ただし、同じ業種で相当程度普及しているものは対象になりません。

#### ●計画承認企業に対するメリット

県による計画の承認を受けた中小企業に対して、資金調達など様々な面から経営革新計画の実現を支援します。

- 資金調達**
- ・政府系金融機関による低利融資（中小企業経営力強化資金）
  - ・新事業促進融資（県制度融資）
  - ・中小企業信用保険法の特例（信用保証の限度額が2倍に拡大）

- その他**
- ・特許関係料金減免制度（審査請求料、特許料の第1～10年分を半額軽減）※平成24年4月1日より特許料減免の期間が3年から10年に延長

※支援策を利用するには、別途支援策実施機関による審査を受ける必要があります。また、上記以外にも販路開拓などの支援策も用意されています。詳しくはお問い合わせください。

#### 個別相談

- 受講時間 9:00～17:00（内、1時間半程度で個別調整します）

- 第3回 7/4(火) 第4回 7/11(火) 第5回 7/18(火)
- 第6回 7/28(金) 第7回 8/4(金) 第8回 申請日

- ☆中小企業診断士及び商工会担当者によるマンツーマン指導
- ◆経営革新のシナリオを考える ◆具体的計画作成のアドバイス
- ◆計画書作成指導など

- 場所 茨城町商工会館
- アルモファクトリー(株) 代表取締役
- 講師 中小企業診断士 阿内 利之 氏

**受講料無料**

## 合格おめでとう！ 珠算検定

- 第184回 ●実施日 H29・2/19
- 《3級》生天目 理子 さん

- 第185回 ●実施日 H29・6/18
- 《2級》鈴木 章悟 さん
- 《3級》村井 貴洋 さん
- 藤田 涼 さん
- 藤田 愛美 さん

## 茨城町商工会融資一覧

こんな時にご利用下さい

- ◆商品材料仕入れ
- ◆機械・車両の購入
- ◆諸経費の支払い
- ◆店舗・工場の設備ほか

平成29年7月1日現在

| 制度別      | 融資限度額    | 融資期間(以内)                      | 利率(年)                                   |
|----------|----------|-------------------------------|-----------------------------------------|
| 町制度      | 自治金融制度   | 1,000万円                       | 7年 1.01%                                |
|          | 振興金融制度   | 連 1,000万円<br>設 2,000万円        | 7年 1.11%                                |
| 県制度      | 経営合理化融資  | 連 3,000万円<br>設 5,000万円        | 連 5年<br>設 7年 1.9～2.1%                   |
|          | パワーアップ融資 | 5,000万円                       | 連 7年<br>設 10年 1.3～1.6%                  |
|          | 創業支援融資   | 2,500万円                       | 連 5年<br>設 10年 1.2～1.4%                  |
|          | 県借換融資    | 県制度融資の既往融資残高に、借換融資に係る諸費用を加えた額 | 10年 1.3～1.6%                            |
| 日本政策金融公庫 | マルケイ融資   | 2,000万円                       | 連 7年<br>設 10年 1.11%                     |
|          | 普通貸付     | 4,800万円                       | 連 7年<br>設 10年 1.81%～<br>2.40%<br>(基準金利) |
|          | 新創業融資    | 3,000万円                       | 連 5年<br>設 15年 2.36%～<br>2.95%           |
|          | 国の教育ローン  | 350万円                         | 15年 1.81%                               |

○借入要件、必要書類、利率等および他の制度金融については随時お問い合わせ下さい。

玉掛け技能講習は、7月20日（22日の三日前、車両系（整地等）運転技能講習は7月31日・8月1日の二日間。小型車両系建設機械特別教育（ミニバックホー・ブルドーザー・ホイールローダー等）は、8月17日・18日で座学

玉掛け技能講習は、7月20日（22日の三日前、車両系（整地等）運転技能講習は7月31日・8月1日の二日間。小型車両系建設機械特別教育（ミニバックホー・ブルドーザー・ホイールローダー等）は、8月17日・18日で座学

玉掛け技能講習  
車両系（整地等）運転技能講習  
小型車両系建設機械特別教育

試合風景B面グラウンド

準優勝チームは雨谷牧場

玉掛け・車両系（整地等）運転技能講習及び小型車両系建設機械特別教育のお知らせ

程の詳細・内容・申し込み方法など詳しくは、商工会までお問い合わせ下さい。

熱戦が好天に恵まれ爽やかな中、繰り広げられた。本年度の優勝チームは、茨城県中央食肉公社チームが初優勝を飾り、準優勝は、雨谷牧場チームであった。

優勝チームは茨城県中央食肉公社

従業員、専従者、パート、アルバイト等に給与・賞与を支払っている事業所で源泉所得税を納期特例納付により年2回税務署に納付している事業所の皆様は、今年度は七月十日までに納付しなければなりません。

当商工会では、下記の通り相談指導日を設けましたので、必要書類・資料等ご持参のうえ、お早めにお越し下さい。

相談指導期間  
7月3日(月)～10日(月)  
午前 9:00～12:00  
午後 1:00～4:00  
※土・日は休みです。  
◎手数料は1事業所につき300円です。

源泉税の納期特例納付の相談指導はお早めに!!

## 第33回

## 商工人ソフトボール大会

～好天の中！爽やかに開催された～

去る六月十八日（日）茨城町越安の総合運動公園野球場にて第33回商工人ソフトボール大会が、会員事業所8チームの参加により開催された。参加チームが年々減少しているため、今回の大会が最後となった。最後の大会を飾るべく8チームによる熱戦が好天に恵まれ爽やかな中、繰り広げられた。本年度の優勝チームは、茨城県中央食肉公社チームが初優勝を飾り、準優勝は、雨谷牧場チームであった。

優勝チームは茨城県中央食肉公社

## 雇用保険法等の一部を改正する法律の概要（平成29年3月31日成立）

○ 就業促進及び雇用継続を通じた職業の安定を図るため、雇用保険の失業等給付の拡充、失業等給付に係る保険料率の引下げ及び育児休業に係る制度の見直しを行うとともに、職業紹介の機能強化及び求人情報等の適正化等の措置を講ずる。

- 1. 失業等給付の拡充（雇用保険法）**（平成29年4月1日施行（(4)は平成29年8月1日施行、(5)、(6)は平成30年1月1日施行））
  - (1)リーマンショック時に創設した暫定措置を終了する一方で、雇用情勢が悪い地域に居住する者の給付日数を60日延長する暫定措置を5年間実施する。また、災害により離職した者の給付日数を原則60日（最大120日）延長できるとする。
  - (2)雇止めされた有期雇用労働者の所定給付日数を倒産・解雇等並みにする暫定措置を5年間実施する。
  - (3)倒産・解雇等により離職した30～45歳未満の者の所定給付日数を引き上げる。〔30～35歳未満：90日→120日 35～45歳未満：90日→150日〕
  - (4)基本手当等の算定に用いる賃金日額について、直近の賃金分布等を基に、上・下限額等の引上げを行う。
  - (5)専門実践教育訓練給付の給付率を、費用の最大70%に引き上げる。〔最大60%→70%〕
  - (6)移動費の支給対象に、職業紹介事業者（ハローワークとの連携に適さないものは除く。）等の紹介により就職する者を追加する。
- 2. 失業等給付に係る保険料率及び国庫負担率の時限的引下げ（雇用保険法、徴収法）**（平成29年4月1日施行）
 保険料率及び国庫負担率について、3年間（平成29～31年度）、時限的に引き下げる。  
〔保険料率 0.8%→0.6% 国庫負担率（基本手当の場合）13.75%（本来負担すべき額（1/4）の55%）→2.5%（同10%）〕
- 3. 育児休業に係る制度の見直し（育児・介護休業法、雇用保険法）**（平成29年10月1日施行）
 (1)原則1歳までである育児休業を6か月延長しても保育所に入れない場合等に関し、更に6か月（2歳まで）の再延長を可能にする。  
(2)上記に合わせ、育児休業給付の支給期間を延長する。
- 4. 雇用保険二事業に係る生産性向上についての法制的対応（雇用保険法）**（公布日施行）
 雇用保険二事業の理念として、「労働生産性の向上に資するものとなるよう留意しつつ、行われるものとする」旨を明記する。
- 5. 職業紹介の機能強化及び求人情報等の適正化（職業安定法）**（平成29年4月1日施行（(1)②、(2)～(4)は平成30年1月1日施行、(1)①は公布から3年以内施行））
 (1)①ハローワークや職業紹介事業者等の全ての求人者（※）に、一定の労働関係法令違反を繰り返す求人者等の求人を受理しないことを可能とする。②職業紹介事業者に紹介実績等の情報提供を義務付ける。③ハローワークでも、職業紹介事業者に関する情報を提供する。  
〔※現行はハローワークにおける新卒者向け求人のみ〕  
(2)求人者について、虚偽の求人申込みを罰則の対象とする。また、勧告（従わない場合は公表）など指導監督の規定を整備する。  
(3)募集情報等提供事業（※）について、募集情報の適正化等のために講ずべき措置を指針（大臣告示）で定めることとともに、指導監督の規定を整備する。〔※求人情報サイト、求人情報誌等〕  
(4)求人者・募集者について、採用時の条件があらかじめ示した条件と異なる場合等に関し、その内容を求職者に明示することを義務付ける。  
※詳しくは、厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160688.html>